

# 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の概要

## 1. 趣旨

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 52 号）について、所要の改正を行う。

## 2. 内容

### （1）経理規定

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）による地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 19 条の 2 の新設により、厚生年金保険の脱退一時金の請求者であって、組合員期間が 1 年以上であり、かつ、公務障害年金等の受給権を有したことがない日本国籍を有しない者に対し、新たに一時金制度が創設された。

これに伴い、経理処理に必要となる勘定科目の整備を行う。

### （2）地方議会議員年金制度における地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて

地方議会議員年金制度については、平成 23 年に制度が廃止されたが、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は地方公共団体が負担することとされているところ、今回の改正においては、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて、所要の規定の整備を行う。

### （3）その他

所要の規定の整備を行う。

## 3. 施行期日等

公布日：令和 5 年 3 月 31 日

施行期日：令和 5 年 4 月 1 日

（ただし、2（1）については公布の日から施行）